

# 私と社福

今回は、私の失敗談からのお話です。  
新会計基準への移行処理の中で「国庫補助金等特別積立金の調整」の方法については、ここでもお話をしました。購入時の取得価額と国庫補助金等特別積立金の割合を求めて、期首簿価にその割合をかけるという方法です。

$$\text{期首簿価} \times (\text{国庫補助金等特別積立金} \div \text{取得価額}) = \text{あるべき国庫補助金等特別積立金の期首残高}$$

算出したあるべき国庫補助金等特別積立金の期首残高と、現状の国庫補助金等特別積立金の期首残高との差額を「特別損失(過年度修正額)」として国庫補助金等特別積立金を積み直します。こうして、BSと固定資産管理台帳の国庫補助金等特別積立金の期首残高が合ったことを確認して満足している人はいませんか?それは・・・私です(^\_^)

実は、期首で調整をしても、減価償却の設定(会計ソフト等)が間違っていた場合、その分またあるべき国庫補助金等特別積立金からかけ離れていってしまうのです。。

どのような設定間違いをしたら起こりうるのか?というはまた次回に!!大切なことですので、ゆっくりじっくり説明したいと思います。

by.カノン

## コラム 会社法

### 会社法とは

それでは、具体的に会社法の中身を見ていきましょう。「会社」というと、一般的には「〇〇株式会社」や「株式会社〇〇」といった会社を思い浮かべるとと思います。恐らく、日頃皆さんの目につく「会社」はそういった会社が殆どでしょう。

しかし、会社法で定められている「会社」は「株式会社」だけではありません。他にも数種類の会社形態が存在しています。

早速、条文を見てみましょう。

会社法 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう

上記の通り、現在の会社法では4つの会社形態が認められています。

なお、「有限会社」という会社形態は、会社法施行に伴い有限会社法が廃止され、会社法施行以降の有限会社の新設はできなくなったので、残存の有限会社はH18年4月以前に設立されたものに限られます。

もちろん、この中でも一番代表的であるのは「株式会社」ですが、敢えて皆さんに馴染みのない「合名会社」からその中身を見ていきたいと思えます。

それでは、また次回に(^\_^)

by.朱莉

# FAGIANO

我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

今シーズンも、残りわずかです!  
なんとか6位以内に入って、目指せJ1!!  
さあ、最後まで、トモニタカオウ!  
「ファジアーノ!」



11月の試合スケジュール			
第41節	11.14	対千葉	17:00 Cスタ(H)
第42節	11.23	対熊本	14:00 うまかな(A)

by.えびき

## 株式会社 創明コンサルティング・ブレイン

公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所  
〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10  
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177  
FAX 086-274-8187  
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

## SERVICE MENU

- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

# SCB NEWS LETTER

紅葉狩りへ  
出かけましょ!

第65号  
2015年11月  
発行

Camellia~山茶花~

未来会計マスター協会からのお知らせです。  
未来会計を実践できるツール「未来デザイン決算書(Excel)」のご提供を開始しました。決算書の数字を並べ替えるだけで、儲けの構造や儲けた利益がどこに消えたか、また財務体質などを分かりやすく図表化し、現状の把握だけでなく未来をシミュレートし、企業戦略の策定や分析に活用できるツールです。詳しくはWEBサイトをご覧ください。 <http://www.future-ama.com/materials/>



今回のテーマ

## マイナンバー制度 について

今月は、いま話題のマイナンバー制度についてのお話です。



### マイナンバー制度の実施スケジュール

平成27年10~11月	住民票があるすべての人へ個人番号が「通知カード」で通知
平成28年 1月	マイナンバー制度が実施 <b>税金、社会保障、災害対策で個人番号の提示が必要</b>
平成29年 1月	年金と医療保険のマイナンバー制度が実施 国の機関同士の連携開始
平成29年 7月	地方公共団体同士の連携開始
平成30年10月	民間利用の実施の是非を決定予定



個人事業主や企業では、まず源泉徴収事務に関連して個人番号が必要となるため、従業員に対して個人番号の提示を求めるようになります。

具体的には、平成27年分の年末調整を行う際に、平成28年分の「扶養控除等申告書」を従業員から提出してもらいますが、ここが個人番号取得のスタートです。

ただ、個人番号の取扱いには「安全管理措置」が求められ、**情報漏洩は罰則等のリスク**もあります。

ニュースなどでは、マイナンバー制度への準備が整っている会社は、まだまだ少数。また、罰則の厳しさを強調して、色々なサービスやソフトの営業も盛んです。

じっくりと実務上の対応を整えながら、焦らずに取り組むことも大事。

実務上の対策は、私どもSCBスタッフに、どうぞお気軽にお問合せください。

by.えびき





# 活用法!

第61回目  
by.SCB経営塾

## 儲かる会社になるための management plan 「経営計画」の作り方



「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

### 利益計画とは

一倉定先生は、「事業経営は逆算」であり、「その逆算は利益計画から始まる」と言われています。「必要利益」から逆算して「売上高」を計画することが重要です。

### 利益計画の作成手順

#### 1 目標経常利益を設定する

経常利益には二つの考え方があります。

- ① 余ったもの
- ② 事業存続費

経常利益は、事業を存続させるための費用であると考えられます。

そのため、絶対にプラスであることが重要です。

目標経常利益の設定額は、

- 社員一人当たり  
経常利益
- 年間借入金  
返済額

などを基準に考えるといいでしょう。

次回も利益計画の作成手順について具体的にみていきます。

by.カイ

## Season by Season

### 日本の心

季節の伝統行事という、なんだかちょっと堅苦しく感じてしまいましたが、『長い歴史の中で伝承され、磨かれ、培われてきた、今につながる暮らしの理(ことわり)である』との表現を見つけ、なるほど!と納得しました。

「鳩居堂の日本のしきたり豆知識」にはそういった伝統行事について、その由来なども交えながら見開き1ページに簡潔にまとめて解説してあります。

時代にあわせて多少の変化はあるでしょうが、伝承されていくものには忘れてはいけない「日本の心」が流れているのかもしれない。

ゆっくりとした時間の流れを感じたい時に、手に取ってみてはいかがでしょうか。

by.うさぎ



## GO to the AQUARIUM 水族館へ行こう!

①玉野市立玉野海洋博物館

今回ご紹介するのは、玉野市にあります『玉野市立玉野海洋博物館』です。何回も行ってるよ!という方もいらっしゃるかもしれませんが、私はこれまで3回ほど行きました。

愛称を『**渋川マリン水族館**』とするこの水族館は、字のごとく渋川海水浴場のすぐ近くにあり、海水浴シーズンには小さいお子さんの姿も結構ありました。

ここで『玉野海洋博物館』の私個人の注目ポイントを挙げておきます。

注目ポイント!!

- その1 瀬戸内海の魚の展示  
普段、名前を聞いたり、もしかしたら食卓に上がっているかもしれない魚たちが優雅に泳いでいます。こんなに美味しそう(失礼)は、なかなかないと思います。
- その2 門をくぐればすぐそこに  
入場券をもらっていき入ってみると、すぐそこに2か所のプールが。1つは触ったりできるタイドプールがあり、ヒトデなんかいました。そして1か所のプールにはウミガメが!!入口すぐの展示というのはあまりないのではないのでしょうか。
- その3 可愛い妖精  
中に入ると静かな館内でゆっくり見ることが出来る展示の一つに可愛い「クリオネ」がいます。ゆーったり泳ぐ姿は本当に可愛らしいです。

規模は小さく、30~40分一通りは見て廻れそうな館内です。しかし、『博物館』という名もつくことから、**貝類の標本や船舶模型**など多くの展示物もありました。せっかく地元岡山にある水族館ですので、1度行かれてはいかがでしょうか? by.海月

## 消費税軽減税率の導入状況

今年も残り2か月となりました。早いですね。今回は、消費税の軽減税率の審議状況についてお伝えをしたいと思います。

平成29年4月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。それに伴い、導入検討されているのが、軽減税率です。

H27年5月22日に開かれた消費税軽減税率制度検討委員会の会合では、食品分野8案の中から

- ①酒類を除く飲食品
- ②生鮮食品
- ③精米

の3案について、財務所から「対象品目の線引の基準」「事業者の経理処理方法」「代替財源などの課題等」をまとめた試案が説明されました。

また、5月27日の会合では3案について、以下の7つの視点により課題が整理されました。

- 1 低所得者への配慮
- 2 消費者が痛税感の緩和を実感できること
- 3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること
- 4 対象品目の判断や区分経理など実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと
- 5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと
- 6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること
- 7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと

会合終了後、引き続き検討を進める予定でしたが、対象範囲の線引きが難しいことや、事業者の負担など課題が多いことなどから与党内で意見がまとまらず審議が中断したままとなっている模様です。

消費税の軽減税率がどのように導入されるのか、注目です!!!

by.ふぐ